

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条の規定に基づく特定地域（関東運輸局管内）

都県名	営業区域	区 域
東京都	南多摩交通圏	八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市